

岩手県告示第 60 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 1 月 23 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 路線名 花巻北上線

(2) 供用開始の区間 花巻市東十二丁目第 11 地割 48 番 2 地先から 49 番 12 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 19 年 1 月 23 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成 19 年 1 月 23 日から同年 2 月 23 日まで

2(1) 路線名 石鳥谷花巻温泉線

(2) 供用開始の区間 花巻市北湯口第 10 地割 326 番地先から大畑第 4 地割 128 番 1 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 19 年 1 月 23 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成 19 年 1 月 23 日から同年 2 月 23 日まで

3(1) 路線名 大川松草線

(2) 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町釜津田字上種倉 57 番 1 地先内

(3) 供用開始の期日 平成 19 年 1 月 23 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成 19 年 1 月 23 日から同年 2 月 23 日まで